

## +J for S60 セットアップマニュアル

---

著者： (株) 管理工学研究所  
版数： 1.21  
状態： Released  
文書番号： PJS-0001

## 履 歴

版数	更新日付	状態	履歴
1.00	2008/01/23	Released	正式版
1.10	2008/07/24	Released	「+J Encoding Changer」を追加 英語版大きめフォントの記述を追加 その他（文言調整など）
1.20	2009/04/15	Released	「+J Encoding Changer」を編集（複数宛先対応） 「松茸ユーザ辞書ツール」を追加
1.21	2009/06/05	Released	「+J Font」を編集(ラスライザ対応)

## 目 次

1. はじめに.....	5
1.1. 「+J for S60」について .....	5
1.2. ご使用にあたって.....	5
1.2.1. 電波法について.....	5
1.3. 本ドキュメントの見かた .....	6
1.3.1. 表記.....	6
1.3.2. 用語・略語.....	6
1.3.3. 補足資料 .....	6
1.4. ご利用の手順 .....	7
2. インストールの前に .....	8
2.1. ご注意いただきたいこと.....	8
3. インストール .....	9
3.1. インストールフォントの選択 .....	9
3.2. フォントのインストール.....	9
3.3. +J for S60 のインストール.....	10
3.4. フォントの切り替え .....	10
4. アンインストール.....	11
5. +J for S60 の環境設定 .....	12
5.1. 試用の開始.....	12
5.2. 有効な FEP の切り替え.....	13
5.3. ライセンスキー.....	13
5.4. ライセンス状態、試用期限 .....	14
5.5. ライセンス登録 .....	15
5.6. システム設定の起動 .....	15
5.7. ヘルプ.....	15
5.8. About.....	15
6. + J Encoding Changer.....	16
6.1. +J Encoding Changer の利用 .....	16
6.2. 自動起動設定の変更.....	17
6.3. ライセンス状態 .....	17

6.4.	変換対象ドメイン .....	18
6.5.	+J Encoding Changer の終了 .....	19
6.6.	About .....	19
6.7.	ヘルプ .....	19
7.	松茸ユーザ辞書ツール .....	20
7.1.	松茸ユーザ辞書ツールの利用 .....	20
7.2.	ユーザ辞書のエクスポート .....	21
7.3.	ユーザ辞書のインポート .....	21
7.4.	インポート／エクスポート用ユーザ辞書フォーマット .....	22
7.5.	全削除 .....	23
7.6.	ヘルプ .....	23
7.7.	About .....	23
8.	使用許諾 .....	24
9.	ユーザサポート .....	27
9.1.	ご購入・ユーザ登録 .....	27
9.2.	お問い合わせ .....	27

## 1. はじめに

このたびは、『NOKIA 端末用日本語表示プラグイン「+J for S60」』（以下、「+J for S60」）をご使用いただき、誠にありがとうございます。

本ドキュメントでは、「+J for S60」のセットアップと使い方をご説明します。

『日本語かな漢字変換システム 松茸 for S60』を用いた日本語入力操作については、別途同梱の操作説明書を参照してください。

### 1.1. 「+J for S60」について

「+J for S60」は、日本語に対応していない NOKIA 製の携帯端末にインストールすることで、現地語を使いながら日本語の表示・入力を可能にするプラグイン・ソフトウェアです。

詳細につきましては、弊社「+J for S60」の Web サイト (<http://plusj.kthree.co.jp/>) をご覧ください。

### 1.2. ご使用にあたって

「+J for S60」に含まれるソフトウェア（フォントも含まれます）、ドキュメントなどのご使用は、「8.使用許諾」をご一読いただき、承認してからお願いいたします。

#### 1.2.1. 電波法について

日本国内で無線通信を行う際は、電波法を順守する必要があります。特に海外製携帯端末を日本国内に持ち込んだ場合、端末本体に「技術基準適合証明マーク（技適マーク）」がないと通話や無線 LAN、Bluetooth といった無線通信は利用できないのでご注意ください。技適マークについては、総務省の「電波の利用ルールのページ」にわかりやすい説明があります。

「電波の利用ルールのページ」 [http://www.tele.soumu.go.jp/monitoring\\_qa/index.htm](http://www.tele.soumu.go.jp/monitoring_qa/index.htm)

海外の携帯端末を日本国内に持ち込む場合、お客様各位の責任においてご使用いただきますようお願いいたします。もし法令違反となりましても、弊社は一切の責任を負いかねますのでご了承ください。

※技適マークの確認方法については、販売店や製造元にご確認ください。

※ローミングでの通話に関しては利用できる場合がありますので、契約している携帯電話事業者（キャリア）にお問い合わせください

### 1.3. 本ドキュメントの見かた

#### 1.3.1. 表記

- 本ドキュメントで使用する画面イメージやメニュー構成などは、NOKIA N95 (Phone language を English に設定) を用います。お使いの端末や設定によって表記等、異なる場合がありますが、端末のマニュアルなどを参考にして、適宜読み替えていただきますようお願いいたします。

#### 1.3.2. 用語・略語

用語・略語	説明
端末	本ドキュメントでは、お客様が「+J for S60」をインストールする NOKIA 製の携帯電話を意味します。

#### 1.3.3. 補足資料

本マニュアルとあわせて、以下のマニュアルもご覧ください。

- 「+J for S60」をインストールする端末のマニュアル
- Nokia PC Suite のマニュアル
- 「松茸 for S60」操作説明書

## 1.4. ご利用の手順

お客様がお手持ちの端末で「+J for S60」をご利用になるまでの手順を示します。

- |                              |          |
|------------------------------|----------|
| ① インストールの前に<br>・ ご注意いただきたいこと | (⇒ 2.1～) |
|------------------------------|----------|

↓

- |                          |        |
|--------------------------|--------|
| ② 端末へのインストール<br>・ インストール | (⇒ 3～) |
|--------------------------|--------|

↓

- |                   |          |
|-------------------|----------|
| ③ 環境設定<br>・ 試用の開始 | (⇒ 5.1～) |
| ・ 有効な FEP の切り替え   | (⇒ 5.2～) |

↓

試用期限まで、すべての機能がご利用いただけます。

- |                         |          |
|-------------------------|----------|
| ④ ライセンスの登録<br>・ ライセンス登録 | (⇒ 5.5～) |
|-------------------------|----------|

↓

無期限で、すべての機能がご利用いただけます。

## 2. インストールの前に

本節では「+J for S60」をインストールする準備として、注意事項についてご説明します。

### 2.1. ご注意いただきたいこと

「+J for S60」をインストールしたことで、データや端末に異常が起きても弊社では責任を負いかねます。特に初めてインストールする場合、お客様のデータと端末を保護し、万が一の時に復旧を容易にするため、次の事柄にご注意ください。

- インストールを行う前に、端末のデータをバックアップしておくことを強くお勧めします。
- 取り外し可能な外部メモリ（miniSD/microSD）が搭載されている端末では、フォントを外部メモリへインストールしてください。万が一のときは外部メモリを外して再起動することで復旧できる可能性があります。
- HDD など、外部メモリが取り外し可能ではない端末では、フォントを内部メモリへインストールしてください。万が一のときは端末のハードリセットが必要になる場合がありますが、復旧できる可能性はあります。
- ハードリセットは「発話ボタン（緑）」と「3」「\*」の3つを押しながら電源を入れることで実行できます。

※E65 のように、ハードリセットが有効ではない端末もあります。この場合、自力での復旧ができなくなるため、できれば事前に試してみてください。

※5800 XpressMusic では「発話ボタン（緑）」と「終話ボタン（赤）」「カメラ」を押しながら電源を入れることで実行できます。

- 完全にハードリセットを行う為には、複数回行うことをお勧めします。（端末状態により、1回のハードリセットでは、完全に初期化されないことがあります）

### 3. インストール

本ソフトウェアのセットアップファイルは他のアプリケーションと同様に、次のいずれかの方法でインストールを開始できます。

- パソコンと端末を接続し、Nokia PC Suite を使ってインストールを開始する
- セットアップファイルを microSD にコピーし、端末のファイルマネージャからインストールを開始する

具体的な手順は、Nokia PC Suite または端末のマニュアルを参照してください。

#### 【ご注意】

- インストール開始後、“Preparing installation” ダイアログが長時間表示されることがあります。セットアップファイルが大きいためですので、しばらくお待ちください。もし30分以上反応がない場合は、端末を再起動してから再試行してみてください。それでも同様の場合は、弊社「+J for S60」の Web サイト (<http://plusj.kthree.co.jp/>) よりご連絡くださるようお願いいたします。

#### 3.1. インストールフォントの選択

+J for S60 には、以下の2つのフォントが別パッケージとして用意されています。ご使用する端末に合ったフォントを選択してください。

- +J Font(TypeA) (ファイル名: PlusJFont\_TypeA\_v12100.SIS)  
※通常はこちらを選択してください
- +J Font(TypeB) (ファイル名: PlusJFont\_TypeB\_v12100.SIS)  
※フォントの表示位置を少し下げたフォントです

通常は“+J Font(TypeA)”の方を選択してください。“+J Font(TypeA)”で漢字などの上部が切れて表示される場合は、“+J Font(TypeB)”を選択してください。詳しくは『3.4』をご覧ください。

#### 3.2. フォントのインストール

- (1) 選択したフォントのセットアップファイルを使用し、上記いずれかの方法でインストールを開始します。
- (2) インストール完了後は、速やかに端末を再起動してください。

正しくインストールされていれば、「App.mgr.」アプリケーションに以下のエントリが追加されます。

- +J Font(TypeA) または +J Font(TypeB)

- +J Font Rasterizer

### 3.3. +J for S60 のインストール

- (1) +J for S60 のセットアップファイルを使用し、上記いずれかの方法でインストールを開始します。
- (2) インストール中に、使用許諾書(ライセンス文)が表示されます。使用許諾書をお読みになり、承認してインストールしてください。「8.使用許諾」に使用許諾書(ライセンス文)の内容を掲載いたしますのでご参照ください。
- (3) インストール完了後は、速やかに端末を再起動してください。

[Menu]－[+J for S60]に「+J 環境設定」「松茸ユーザ辞書ツール」「+J Encoding Changer」の3アプリが配置されます。

※以前のバージョン(1.10 以前)を利用していた場合、[Menu]－[Applications]にインストールされることもあります。

また、「App.mgr.」アプリケーションに4つのエントリが追加されます。

- Matutake for S60 または Matutake for S60(Touch)
- +J FOR S60 または +J for S60(Touch)
- +J Encoding Changer
- Matutake Dictionary Tool

### 3.4. フォントの切り替え

漢字などの表示で、文字の上下が切れている場合、使用するフォントを変更することで、改善されることがあります。

以下に “+J Font(TypeA)” から “+J Font(TypeB)” へ変更する際の手順を示します。

- (1) 「+J 環境設定」を起動して「有効な FEP」を“標準 FEP”に変更します。
- (2) 「+J 環境設定」も含めて、使用中のアプリケーションをすべて終了させてください。
- (3) [Menu]－[Applications]－[App.mgr.]アプリケーションを起動します。
- (4) アプリケーションのリストから“+J Font Rasterizer”を選択し、アンインストールを開始します。
- (5) アンインストールが完了したら、いったん端末を再起動してください。
- (6) 再起動後、[Menu]－[Applications]－[App.mgr.]アプリケーションを起動します。
- (7) アプリケーションのリストから“+J Font(TypeA)”を選択し、アンインストールを開始します。
- (8) アンインストールが完了したら、いったん端末を再起動してください。
- (9) “+J FontTypeB”をインストールします。

- (10) インストール完了後は、速やかに端末を再起動してください。

#### 4. アンインストール

- (1) 「+J 環境設定」を起動して「有効な FEP」を“標準 FEP”に変更します。
- (2) 「+J 環境設定」も含めて、使用中のアプリケーションをすべて終了させてください。
- (3) [Menu]－[Applications]－[App.mgr.]アプリケーションを起動します。
- (4) アプリケーションのリストから“+J for S60”を選択し、アンインストールを開始します。
- (5) アプリケーションのリストから“+J Font Rasterizer”を選択し、アンインストールを開始します。
- (6) アンインストールが完了したら、いったん端末を再起動してください。
- (7) 再起動後、[Menu]－[Applications]－[App.mgr.]アプリケーションを起動します。
- (8) アプリケーションのリストから“+J Font”を選択し、アンインストールを開始します。
- (9) アンインストールが完了したら、もう一度端末を再起動してください。

## 5. +J for S60 の環境設定

「+J for S60」の環境設定として、有効な FEP の切り替えとライセンスの管理ができます。

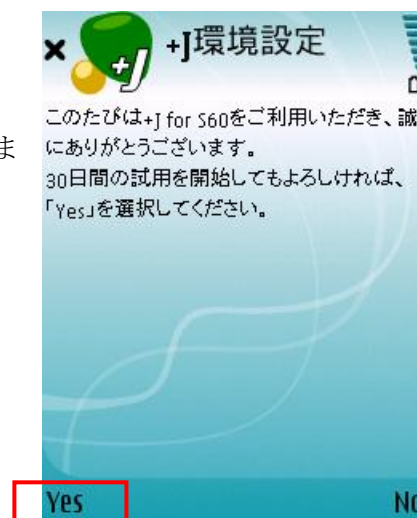


### 5.1. 試用の開始

「+J 環境設定」を起動してください。

初回起動時には、試用開始確認メッセージが表示されます。

[Yes] を押下すると自動的に「+J for S60」の試用が開始されます。



## 5.2. 有効な FEP の切り替え

[有効な FEP] より、“標準 FEP” と “松茸” の切り替えができます。

設定は変更した直後に有効になり、再起動後も保持されます。

[有効な FEP] を変更するには、メイン画面のリストから [有効な FEP] を選択し、Selection キーを押下するか、Options メニューより [編集] を選択します。



設定値	説明
標準 FEP	日本語以外の言語を入力したい場合に選択してください。
松茸	日本語を入力したい場合に選択してください。

表 5-1 : 有効な FEP の設定値

※ サードパーティ製の FEP がインストールされている場合は、その名前も設定値のリストに追加されます。

## 5.3. ライセンスキー

登録されているライセンスキーが表示されます。

ライセンスキーの登録は『5.5 ライセンス登録』を参照してください。



#### 5.4. ライセンス状態、試用期限

ライセンス状態は「未登録」「試用中」「試用期限切れ」「登録済」のいずれかが表示されます。

ライセンス状態、試用期限は表示のみで編集はできません。



それぞれ、次のような意味になります。

設定値	説明
未登録	インストール直後の、まだ試用を開始していない状態です。 ・松茸、+J Encoding Changer、辞書ツールは利用できません。 ・Web やメールなどで日本語は利用できません。
試用中	試用中です。「試用期限」を超えるまでは、すべての機能がご利用いただけます。
試用期限切れ	試用期間が切れています。 ・松茸、+J Encoding Changer、辞書ツールは利用できません。 ・Web やメールなどで日本語が利用できなくなるものがあります。
登録済	試用の制限がなくなり、すべての機能がご利用いただけます。

表 5-2 : ライセンスの状態

**【ご注意】**

- 未登録や試用期限切れの状態では、+J for S60 で提供している日本語入力機能に加えて、日本語エンコーディング処理機能を利用できなくなります。これによって、Shift-JIS や EUC-JP などで作成されたサイトを閲覧できなくなったり、日本語を用いたメールの交換ができなくなったりするなど、動作が制限されます。

試用期限切れの場合には、「+J 環境設定」起動時にメッセージを表示します。



## 5.5. ライセンス登録

ライセンス状態が「試用中」、「試用期限切れ」の場合、弊社が発行したライセンスキーを登録すると、ライセンス状態が「登録済」となります。

既に「登録済」の場合に再度ライセンスキーの登録を行うとエラーになりますが、状態は変更されません。

- (1) [ライセンスキー]を入力する場合は、メイン画面のリストから[ライセンスキー]を選択し、Selection キーを押下するか、Options メニューより[編集]を選択します。  
※標準 FEP のほうが入力しやすい場合は、事前に設定を変更してください。
- (2) ライセンスキーを入力します
- (3) Options メニューより「ライセンス登録」を実行します
- (4) 処理結果が表示されます

## 5.6. システム設定の起動

Writing language など、端末の設定を変更したい場合、容易に「Settings」へ切り替えることができます。

Options メニューより [システム設定] を選択してください。

## 5.7. ヘルプ

「+J 環境設定」のヘルプが表示されます。

## 5.8. About

「+J 環境設定」のバージョンなどが表示されます。

## 6. +J Encoding Changer

「+J Encoding Changer」は、指定したドメイン向けに送信するメール本文のエンコーディングを ISO-2022-JP へ変換するアプリケーションです。

メニューから起動して常駐させることで動作します。自動的に起動するよう設定することもできます。



### 6.1. +J Encoding Changer の利用

メニューから「+J Encoding Changer」を起動してください。

「+J Encoding Changer」の実行中は、指定したドメイン向けにメールを送信する際、文字エンコーディングを「7 bit」へ、また文字コードを「ISO-2022-JP」へ変換します。

#### 【ご注意】

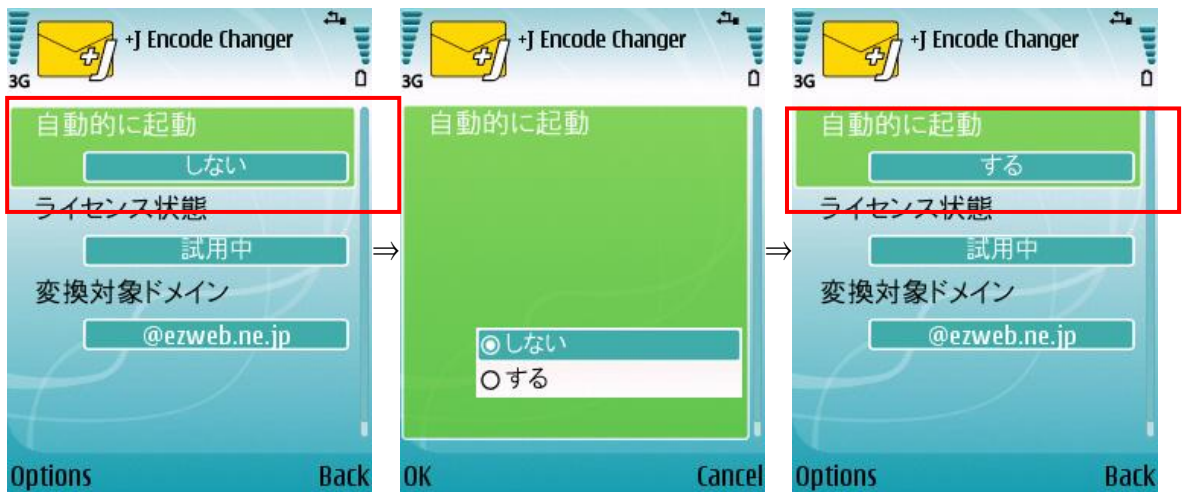
- メール宛先 (To、Cc、Bcc) に指定したドメインが含まれている場合、当該アドレスだけでなくすべての宛先へのメールに対して文字コードの変換が行われます。
- au の端末は E メールで半角カナをサポートしていないため、半角カナを送信すると文字化けします。  
※本ツールで全角カナに変換することはありません。



## 6.2. 自動起動設定の変更

〔自動的に起動〕設定は、“しない”と“する”を切り替えることができます。設定は次回の端末起動時から有効になり、再起動後も保持されます。

〔自動的に起動〕を変更する場合は、メイン画面のリストから〔自動的に起動〕を選択し、Selection キーを押下するか、Options メニューより〔編集〕を選択します。

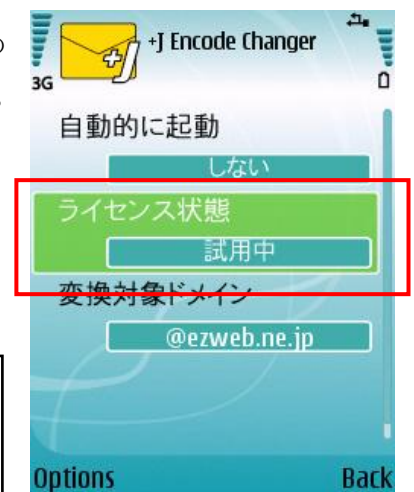


設定値	説明
しない	端末を起動したとき、本アプリを起動させたくない場合に選択してください。
する	端末を起動したとき、本アプリを起動させたい場合に選択してください。

表 6-6-1 : 自動的に起動の設定値

## 6.3. ライセンス状態

ライセンス状態が表示されます。ライセンス状態についての詳細は『5.4 ライセンス状態、試用期限』を参照してください。



### 【ご注意】

- ・ 「未登録」あるいは「使用期限切れ」の状態では、「+J Encoding Changer」の全ての機能が利用できなくなります。

### 6.4. 変換対象ドメイン

メールの文字コードを変換する対象ドメインを指定します。

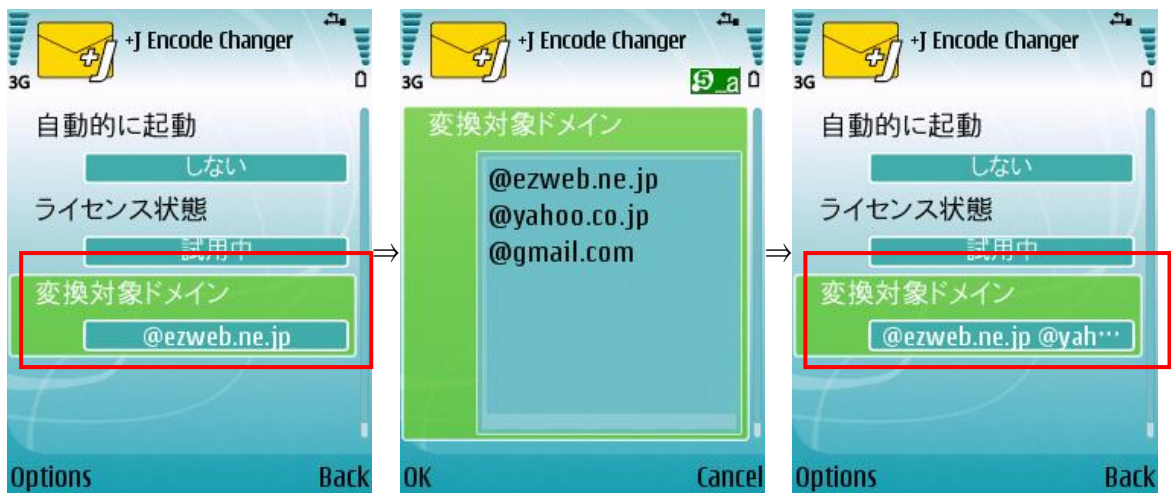
「@ezweb.ne.jp」のように指定すると、メール送信宛先(Cc、Bcc も含みます)に「@ezweb.ne.jp」が含まれているメールは変換対象となります。

複数のドメインを指定する場合には、改行で区切って入力してください。

たとえば「@ezweb.ne.jp」, 「@yahoo.co.jp」, 「@gmail.com」宛でのメールを変換したい場合は、以下のように入力します。



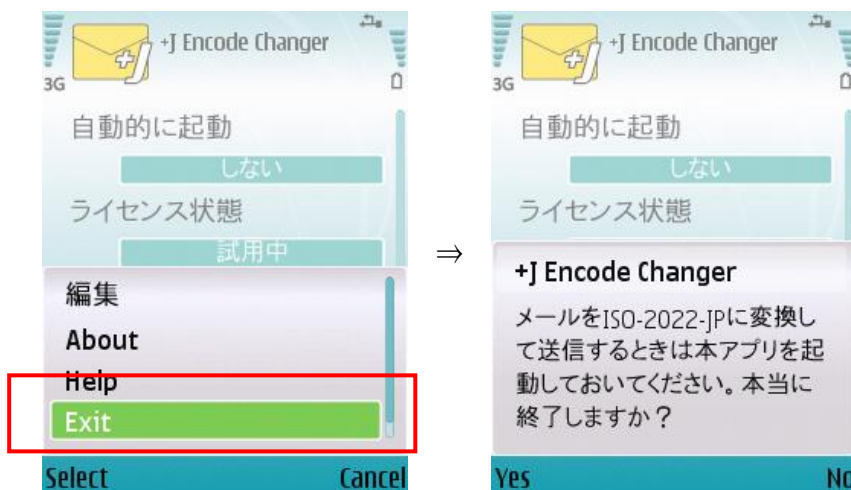
@ezweb.ne.jp  
 @yahoo.co.jp  
 @gmail.com



## 6.5. +J Encoding Changer の終了

[Options]を選択し、[Exit]を押下することで「+J Encoding Changer」を終了できます。

終了するとメールの変換が行われなくなります。それでも終了する場合は[Yes]を選択してください。



## 6.6. About

「+J Encoding Changer」のバージョンなどが表示されます。

## 6.7. ヘルプ

「+J Encoding Changer」のヘルプが表示されます。

## 7. 松茸ユーザ辞書ツール

「松茸ユーザ辞書ツール」は、松茸のユーザ辞書のインポート、エクスポート、全削除を行うツールです。エクスポート、インポートするファイルは選択することができます。

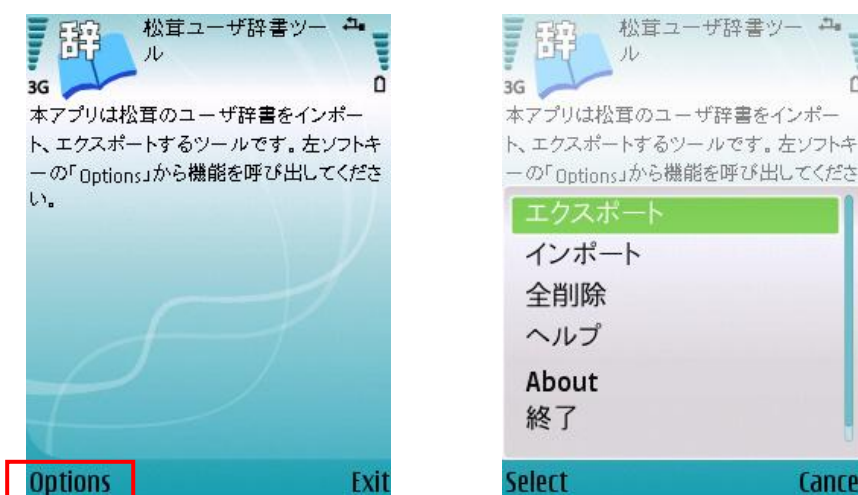
なお、本バージョンでは松茸の制限により登録できる単語は150個程度です。



### 7.1. 松茸ユーザ辞書ツールの利用

メニューから「松茸ユーザ辞書ツール」を起動してください。

エクスポート、インポートを行いたい場合は、「Option」キーから選択します。



## 7.2. ユーザ辞書のエクスポート

ユーザ辞書のエクスポートは、松茸にユーザが登録した辞書をファイルへ出力します。出力先、出力ファイル名を指定することができます。



松茸のユーザ辞書への登録の方法は、「松茸 for S60 操作説明書」の「4. 辞書管理」を参照してください。

## 7.3. ユーザ辞書のインポート

ユーザ辞書のインポートは、指定されたファイルから松茸ユーザ辞書へ、単語を一括登録します。



項目名	説明
成功	正常に松茸ユーザ辞書へ登録された単語数
登録済み	既に松茸ユーザ辞書へ登録されていた単語数
失敗	松茸ユーザ辞書への登録が失敗した単語数

表 7-1 インポート結果項目

#### 7.4. インポート/エクスポート用ユーザ辞書フォーマット

インポート/エクスポートされるユーザ辞書は以下のようなテキスト・フォーマットとなっています。このフォーマットにしたがって記述を追加することで、大量の単語を一括で登録することができます。

```
!Matsutake User Dictionary
!Version:1.00
かんり,管理工学研究所,一般名詞
けいすりー,K3,固有名詞
なまえ,管理太郎,人名
```

ファイル先頭 2 行はヘッダ情報となっています。  
このまま変更しないでください。

```
!Matsutake User Dictionary
!Version:1.00
```

ヘッダ情報以下が、単語登録箇所となります。各要素はコンマ(,)で区切ってください。  
左から順に、読み、漢字表示、品詞 の順に並んでいます。

```
かんり,管理工学研究所,一般名詞
けいすりー,K3,固有名詞
なまえ,管理太郎,人名
```

読みは〇〇文字、漢字表示は△△文字まで指定することができます。

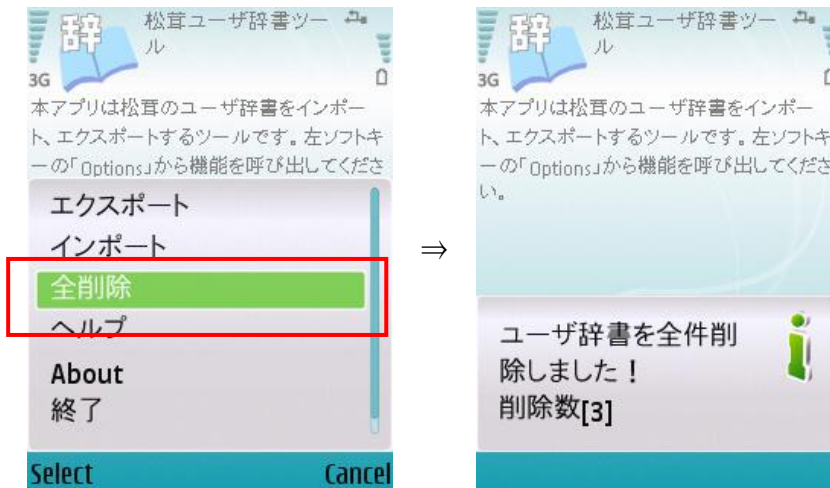
品詞は以下の 6 つから選択できます。

- 1 : 一般名詞
- 2 : 単漢字
- 3 : 人名
- 4 : 地名
- 5 : 固有名詞

6 : さ変動詞語幹

### 7.5. 全削除

松茸ユーザ辞書に登録されている全単語が削除されます。



**【ご注意】**

全削除は松茸ユーザ辞書の全ての単語を削除します。削除の際に確認は行いません。また削除された辞書情報は復元できません。全削除を行う場合には、エクスポート機能にてバックアップを取り、慎重に行ってください。

### 7.6. ヘルプ

「松茸ユーザ辞書ツール」のヘルプが表示されます。

### 7.7. About

「松茸ユーザ辞書ツール」のバージョンなどが表示されます。

## 8. 使用許諾

ここでは、インストール時に表示される使用許諾書（ライセンス文）の内容を掲載いたします。

### Software License Agreement

Kanrikogaku Kenkyusho Ltd., a Japanese cooperation organized and existing under the laws of Japan (hereinafter called Licensor) shall hereby license a Japanese display plug-in +J for S60 Ver.1 (hereinafter called Software) to an individual (hereinafter called Licensee) under the terms and conditions herein stated. Unless Licensee agrees all and any of the terms and conditions herein, such Licensee shall not be allowed to use the Software.

#### 1. Grant of License

Under this Agreement, Licensee is permitted to use the Software for not more than thirty (30) days as a trial use. If Licensee wants to continue to use the Software over such a trial use period, then Licensee shall be required to pay for a license fee and to make the registration. The Software shall only be permitted to a single person licensed herein. The grant of License shall be deemed to be completed upon the registration.

The Software is basically provided to an individual person but if a corporation or company may desire to use the Software then such a corporation or company is required to pay for License Fee the amount of which shall be a sum equivalent to the number of subscribers or handsets to be used.

#### 2. Copyright

The Software was developed by Licensor and is wholly protected under copyright law.

Licensor shall not copy, change, alter, modify, translate, reprint, distribute, disclose, assign, release, loan or license the Software without prior agreement or approval in writing or electronic method by Licensor.

#### 3. License Fee and Payment

The License Fee for the Software shall be stated on the Licensor's Web site which shall be changed without notice from time to time. Licensor shall neither be liable nor responsible for any damage or loss which Licensee may cause or have from licensing the Software.

Licensee shall pay for license fee through a remitter representative service

organization or remitter clearing service corporation fully authorized by Licensor.

#### 4. Refund and Return

The Software is allowed to be used in a certain trial period, and Licensee pays for license fee under Licensee' s approval and acknowledgement to the Software after having evaluated the quality and performance. Licensor shall, therefore, neither refund the paid license fee nor accept the return of the Software.

#### 5. Support and Update of Software

Licensee may send an e-mail message to Licensor when asking for question and answer but under the conditions of Article 8 herein, and shall admit and agree a possibility that Licensor can' t send or respond to Licensee just in case because of the contents of question by Licensee.

Licensor may update the Software for improvement without prior notice to Licensee or approval by Licensee, and the updating, if any, would be announced or uploaded on Licensor' s Web site or Representative Service Company' s homepage.

Licensee may update such improved Software free of charge from Licensor' s or Representative Service Company' s Web site. The installation and set-up works for updating program shall be made under Licensee' s responsibility. Any damage or loss, even if incurred, shall not be liable for Licensor.

#### 6. Prohibition of Resale

It shall neither be allowed nor permitted to resale or install the Software in any cases to any third party for making business and profit without prior written agreement by Licensor. Further, any supply of the Software to any third party, whether with or without charge and consideration, shall be prohibited whatever the rental, distribution, transfer, release, installation service or assignment unless Licensor would agree in writing.

#### 7. Stop and Cancellation of Software Use

If Licensee has violated the terms and conditions herein or Licensor considers Licensee generates or causes significant disadvantages or damages to Licensor, then Licensor may stop or cancel the Software use by Licensee by noticing so. If this is a case, Licensee shall do his or her utmost efforts to comply with Licensor' s request.

In such a case, Licensor shall not be liable or responsible for any damage or loss, and the license fee shall not be refunded.

#### 8. Indemnity

Licensee agrees to use at his or her self-responsibility the Software on such a mobile handset as the S60 platform is implemented.

However, Licensee shall acknowledge and agree the following conditions;

- 1) There would be a possibility that all or part of handset features may fail to function properly due to the platform specifications or implementation method of handset maker.
- 2) The Software shall be used after a thorough trial by Licensee.
- 3) If there would be any conflicts with third parties about the Software use such as troubles, damages, violation of privacy, infringement of right or business dispute, Licensee shall solve those conflicts in good faith at Licensee' s expense.

Licensee shall indemnify and hold Licensor harmless against any claim, damage, liability, loss and expenses.

#### 9. Governing Law

The validity and interpretation of this Agreement and of each clause and part thereof shall be governed by and construed in accordance with the laws of Japan.

This agreement document is also referred at following URL in English and Japanese.

<http://plusj.kthree.co.jp/>

2008-January

## 9. ユーザサポート

### 9.1. ご購入・ユーザ登録

本ソフトウェアはシェアウェアです。試用期間は 30 日間です。

試用期間以降もご使用される場合は、ライセンスが必要となります。ライセンスのご購入につきましては、弊社「+ J for S60」の Web サイト <http://plusj.kthree.co.jp/> をご覧ください。

### 9.2. お問い合わせ

「+J for S60」のご利用にあたり、操作方法や動作に関してご質問がございましたら、弊社「+ J for S60」の Web サイトをご覧ください。『サポート掲示板』をはじめ各種情報を掲載しております。また、不具合や制限事項についても情報を公開しております。

サポートページで解決できなかった場合は、『サポート掲示板』へお問い合わせいただければ回答いたします。なお、ご回答までに時間を要する場合がございますのでご了承ください。

サポートページは随時更新していきますので、定期的にご確認ください。

「+ J for S60」 Web サイト

<http://plusj.kthree.co.jp/>

---

本ソフトウェアおよびマニュアルの著作権は株式会社管理工学研究所にあります。

本ソフトウェアおよびマニュアルの一部または全部を無断で複製・複製することを禁じます。

本ソフトウェアおよびマニュアルの内容は予告なく変更することがあります。